

# 平成27年度 第1回さいたま市国民健康保険運営協議会

## 次 第

日時 平成27年8月27日（木）午後2時

場所 ときわ会館5階 大ホール

### 開 会

- 1 委員の委嘱、紹介
- 2 職員紹介
- 3 事務局代表あいさつ
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 協議・報告事項
  - (1) 国民健康保険運営協議会と国民健康保険の広域化について
  - (2) 平成26年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
  - (3) データヘルス計画について
  - (4) その他

### 閉 会

平成27年度  
第1回さいたま市国民健康保険  
運営協議会

協議・報告事項

資 料

平成27年8月27日(木)  
ときわ会館5階 大ホール

## 目 次

- (1) 国民健康保険運営協議会と国民健康  
保険の広域化について・・・・・・・・・ 1
- (2) 平成26年度国民健康保険事業特別  
会計決算見込みについて・・・・・・・・ 9
- (3) データヘルス計画について・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・(別添資料)
- (4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 協議・報告事項

### (1) 国民健康保険 運営協議会と 国民健康保険の 広域化について



## 国民健康保険運営協議会に関する法令

### ○国民健康保険法（抄）

（昭和33年12月27日法律第192号）

（国民健康保険運営協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### ○国民健康保険法施行令（抄）

（昭和33年12月27日政令362号）

（国民健康保険運営協議会の組織）

第3条 国民健康保険運営協議会（第5条第1項及び附則第1条の2において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

### ○さいたま市国民健康保険条例（抄）

（平茂13年5月1日条例第185号）

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

(1) 被保険者を代表する委員 8人

(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 8人

(3) 公益を代表する委員 8人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

○さいたま市国民健康保険条例施行規則（抄） （平成13年5月1日規則第129号）

第2章 国民健康保険運営協議会

（所掌事項）

第2条 条例第2条に規定する国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- (4) 保健事業の実施に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要なものと認める事項

（委員の委嘱）

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員が辞職をしようとするときは、市長に申し出なければならない。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員定数の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書記）

第6条 協議会に書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

- 2 書記は、会長の指揮を受け、協議会の庶務に従事する。

（会議録）

第7条 会長は、会議録を調製しなければならない。

- 2 会長は、会議の結果を、市長に報告しなければならない。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## ○国民健康保険運営協議会 昨年度の開催状況

### 第1回 平成26年8月28日（木）

#### 議題

##### (1)平成25年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

平成25年度の国民健康保険事業特別会計決算見込みについての説明。

##### (2)生活習慣病重症化予防事業について

糖尿病が重症化するおそれのある未受診者・受診中断者を医療に結び付けるとともに、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化するおそれのある方に対して生活指導を行い、人工透析への移行を防止することを目的として実施している重症化予防プログラムについての説明。

##### (3)その他

###### ・ 出産一時金等の見直しによる関係政令等の改正について

平成27年1月1日法改正に伴う、産科医療補償制度の補償費の額の変更について。

###### ・ 産科医療補償制度加入の分娩機関で出産の場合

現行 42万円（条例39万円＋産科医療補償費3万円）

変更後 42万円（条例40万4千円＋産科医療補償費1万6千円）

###### ・ 産科医療補償制度未加入の分娩機関で出産の場合

現行 39万円（条例39万円）

変更後 40万4千円（条例40万4千円）

###### ・ 国保基盤強化協議会の中間整理について（広域化）

国と地方の代表による「国保基盤強化協議会」での協議内容、国民健康保険の広域化等について説明。

###### ・ 特定健康診査受診率の中間報告について

特定健診・国保人間ドック受診者件数の平成26年6月請求分までの受診率の報告。



## 第2回 平成27年1月15日（木）

### 議題

#### (1)平成27年度の国民健康保険財政について

平成27年度の国民健康保険事業特別会計予算についての説明。

#### (2)ジェネリック医薬品差額通知事業について

生活習慣病や慢性疾患を対象とした被保険者に年3回、累計29,300人に差額通知を送付し、5,033人（17.18%）が通知に記載した医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた等の報告。

#### (3)特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査受診率の推移や特定保健指導実施率の推移等の説明。

#### (4)「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（素案）のパブリックコメントについて

社会保障・税番号制度の導入に伴い、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」素案を作成し、市民の意見を参考とするため、パブリックコメントを実施することについて。

#### (5)その他

##### ・高額療養費制度の変更について

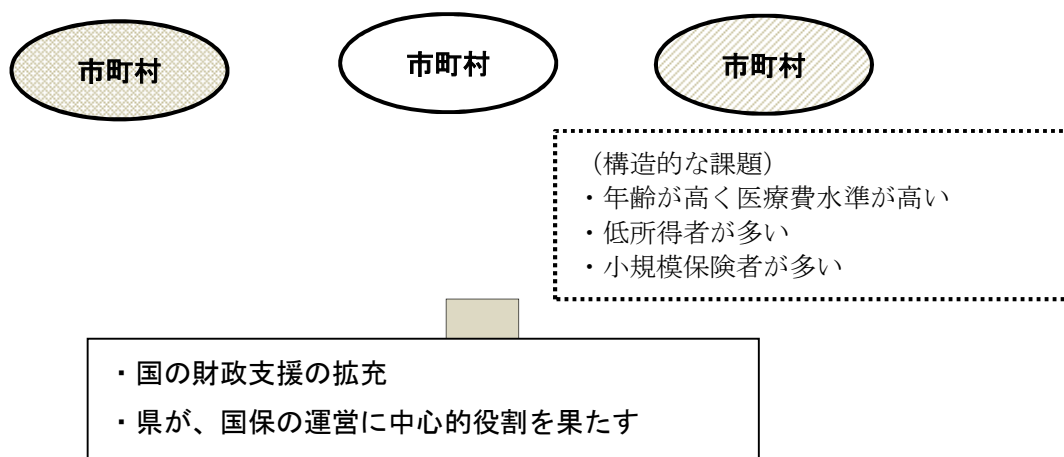
高額療養費制度について、平成27年1月診療分より、3区分から5区分に変更となる旨の説明。

## 国民健康保険の広域化について

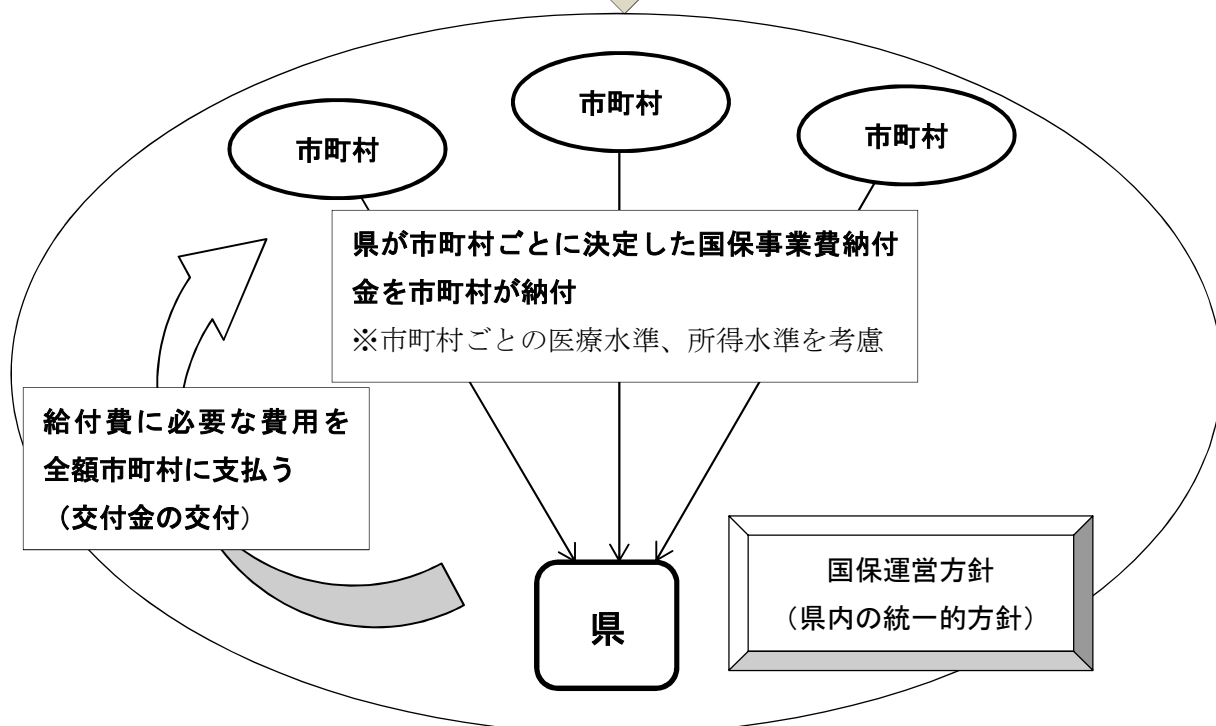
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

### 【現行】市町村が個別に運営



### 【広域化後】県が中心的役割



広域化後の国保運営の在り方について（都道府県と市町村のそれぞれの役割）

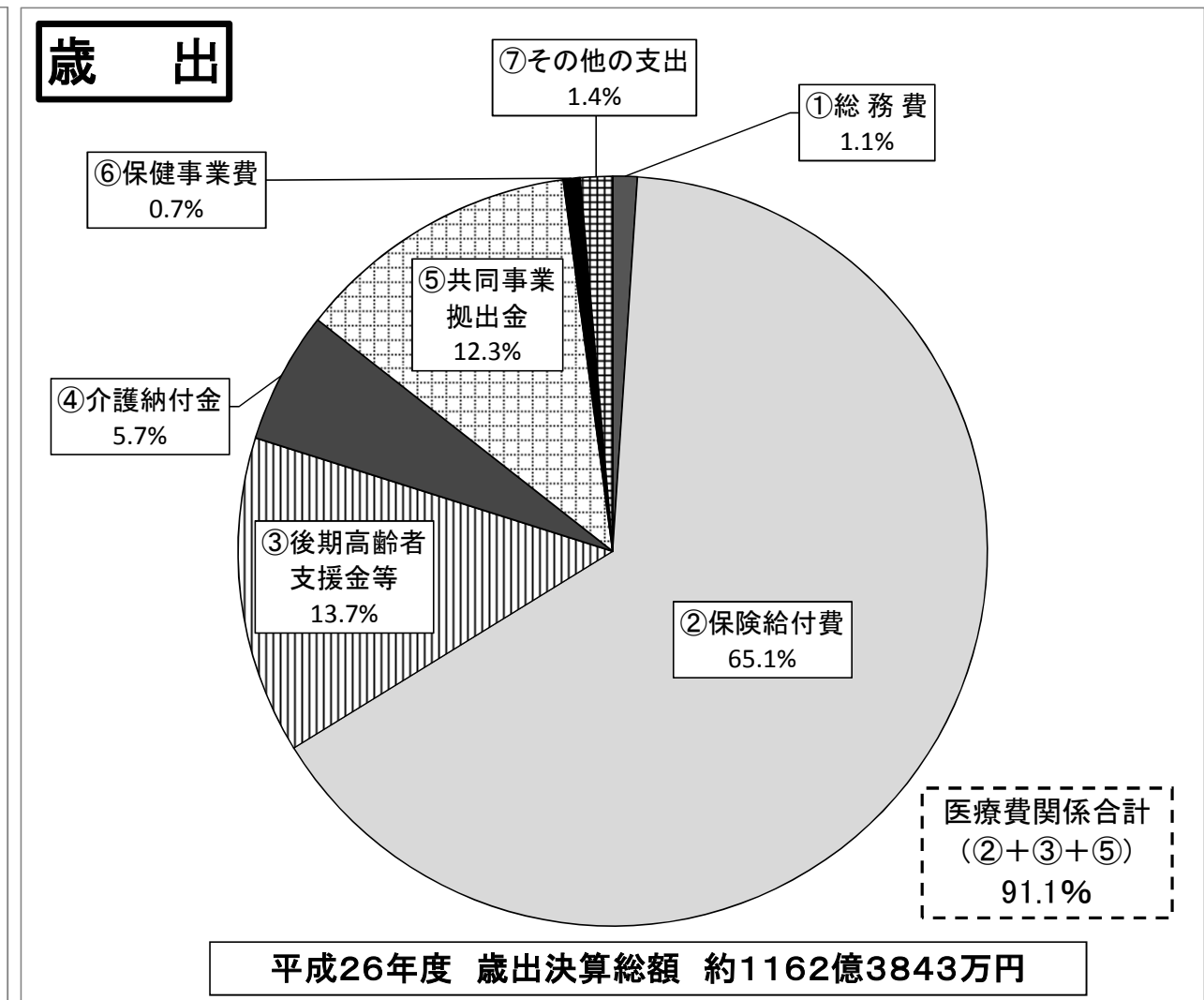
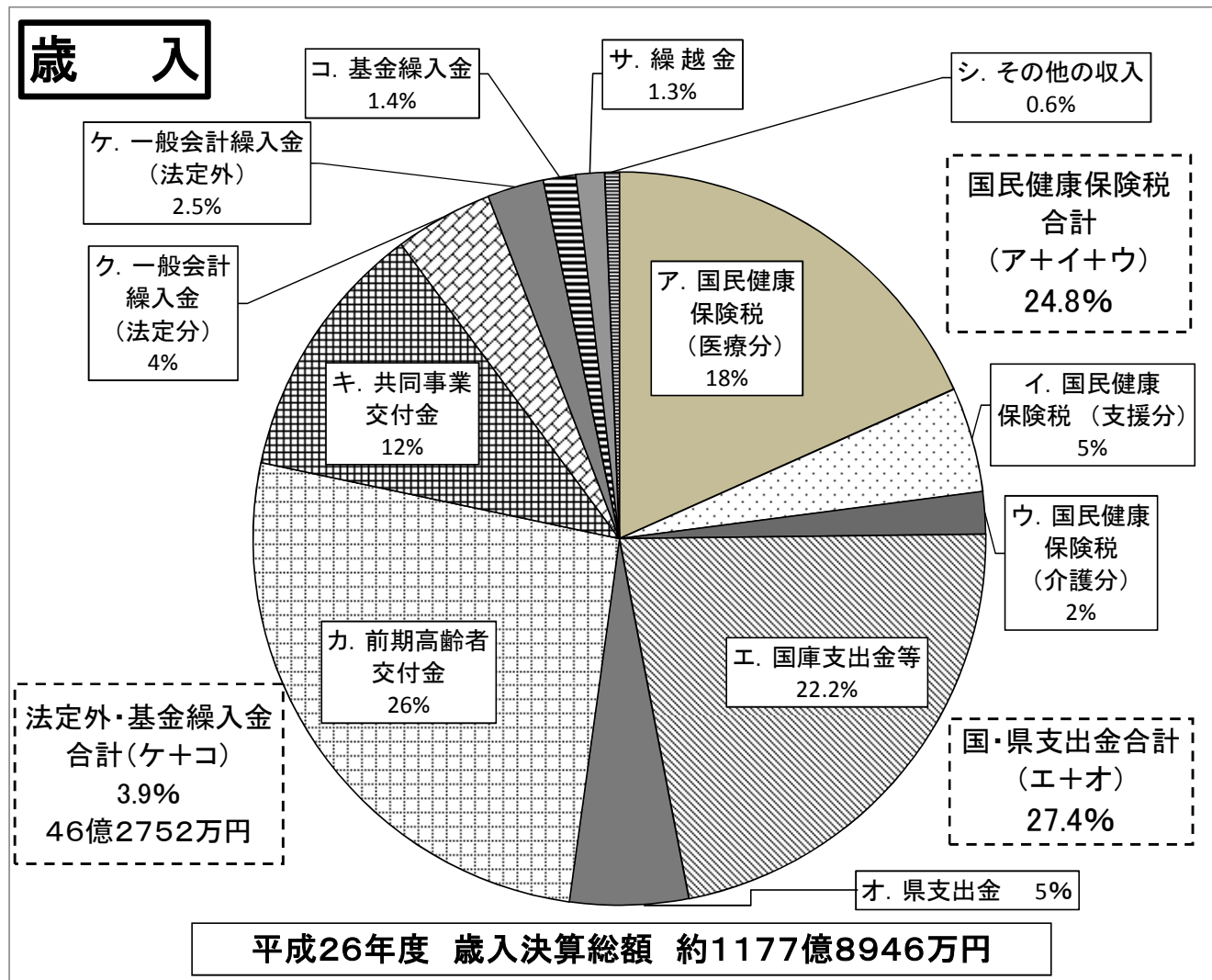
改革の方向性		
1. 運営の 在り方 (総論)	<p>○県が、当該県内の市町村とともに、国保の運営を担う</p> <p>○<u>県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化</u></p> <p>○<u>県が県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</u></p>	
	県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	<p><u>財政運営の責任主体</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>・財政安定化基金の設置・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保事業費納付金を県に納付</li> </ul>
3. 資格管理	<p><u>国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</u></p> <p>※4と5も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と身近な関係の中、資格を管理（<u>被保険者証等の発行</u>）</li> </ul>
4. 保険料の 決定 賦課・徴収	<p>標準的な算定方法等により、<u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準保険料率等を参考に保険料率を決定</li> <li>・個々の事情に応じた<u>賦課・徴収</u></li> </ul>
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</u></li> <li>・市町村が行った保険給付の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保険給付の決定</u></li> <li>・個々の事情に応じた窓口負担減免等</li> </ul>
6. 保健事業	<p>市町村に対し、必要な助言・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</u> (データヘルス事業等)</li> </ul>

## 協議・報告事項

# (2) 平成26年度国民健康 保険事業特別会計決算 見込みについて

# 平成26年度国民健康保険事業特別会計 決算見込み

**取扱注意**



**< 歳入 >**

単位:千円

	平成26年度 決算①	平成26年度 最終予算②	平成25年度 決算③	対前年 伸び率	対最終予 算伸び率
ア 国民健康保険税 (医療分)	21,571,320	21,223,164	21,735,291	-0.75%	1.64%
イ 国民健康保険税 (支援分)	5,454,637	5,446,666	5,480,478	-0.47%	0.15%
ウ 国民健康保険税 (介護分)	2,188,630	2,242,581	2,229,575	-1.84%	-2.41%
エ 国庫支出金等	26,096,618	24,871,954	26,516,233	-1.58%	4.92%
オ 県支出金	6,157,569	5,669,703	5,943,384	3.60%	8.60%
カ 前期高齢者交付金	30,797,694	32,431,237	29,350,170	4.93%	-5.04%
キ 共同事業交付金	13,557,588	13,738,091	13,957,342	-2.86%	-1.31%
ク 一般会計繰入金 (法定分)	5,107,345	5,145,415	4,680,362	9.12%	-0.74%
ケ 一般会計繰入金 (法定外)	2,927,527	2,927,527	1,199,846	143.99%	0.00%
コ 基金繰入金	1,700,000	3,492,135	3,700,000	-	-51.32%
サ 繰越金	1,475,718	1,475,719	1,501,428	-1.71%	0.00%
シ その他の収入	754,814	505,608	599,550	25.90%	49.29%
<b>合計</b>	<b>117,789,460</b>	<b>119,169,800</b>	<b>116,893,659</b>	<b>0.77%</b>	<b>-1.16%</b>

**< 歳出 >**

単位:千円

	平成26年度 決算①	平成26年度 最終予算②	平成25年度 決算③	対前年 伸び率	対最終予 算伸び率
① 総務費	1,230,316	1,331,246	1,129,655	8.91%	-7.58%
② 保険給付費	75,728,829	76,942,984	75,044,004	0.91%	-1.58%
③ 後期高齢者支援金等	15,905,037	16,680,553	15,998,116	-0.58%	-4.65%
④ 介護納付金	6,612,948	6,914,176	6,538,239	1.14%	-4.36%
⑤ 共同事業拠出金	14,302,897	14,441,581	14,230,790	0.51%	-0.96%
⑥ 保健事業費	847,884	1,189,604	771,987	9.83%	-28.73%
⑦ その他の支出	1,610,522	1,634,007	1,705,150	-5.55%	-1.44%
⑧ 予備費	0	35,649	0	-	-100.00%
<b>合計</b>	<b>116,238,433</b>	<b>119,169,800</b>	<b>115,417,941</b>	<b>0.71%</b>	<b>-2.46%</b>

【歳入】平成26年度 決算合計 約1177億8946万円	【歳出】平成26年度 決算合計 約1162億3843万円	翌年度繰越額 (収支額) 約15億5103万円
------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------

※翌年度繰越額のうち、約8億円は、国への償還金に充て、約7億円が基金積立金となる予定。

## 協議・報告事項

### (4) その他

## 平成27年度国民健康保険運営協議会日程(予定)

	開催日	時 間
予定	平成27年11月12日(木)	14:00から
予備日	平成27年12月17日(木)	14:00から
予定	平成28年 1月21日(木)	14:00から
予備日	平成28年 1月28日(木)	14:00から



## データヘルス計画について

株式会社NTTデータ  
第二公共事業本部 ヘルスケア事業部

NTT DATA



## ➤ レセプト・健診データの電子的標準化の進展



## ➤ 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

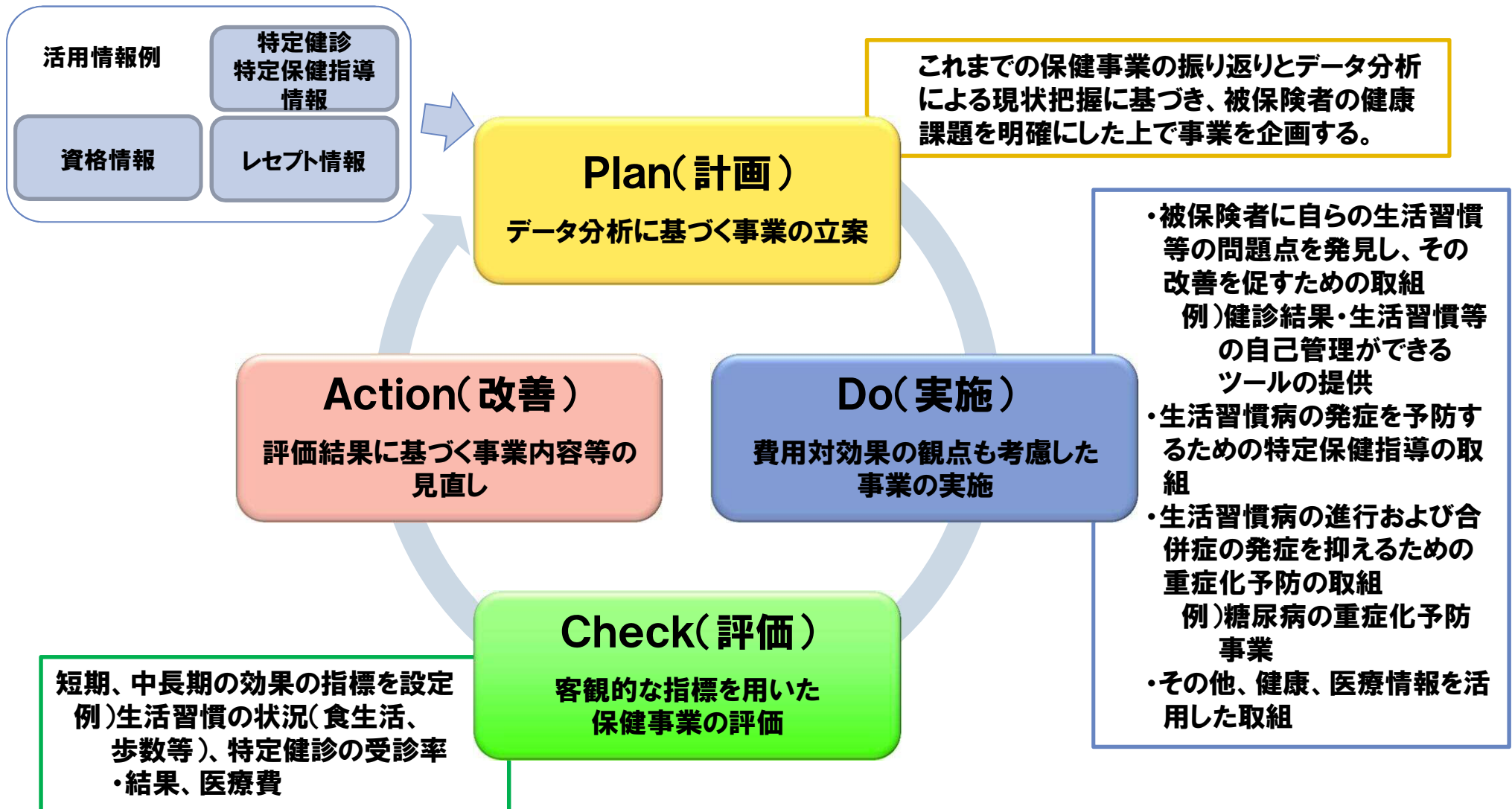
“国民の健康寿命の延伸”を重要な柱に掲げ、効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会を目指す。

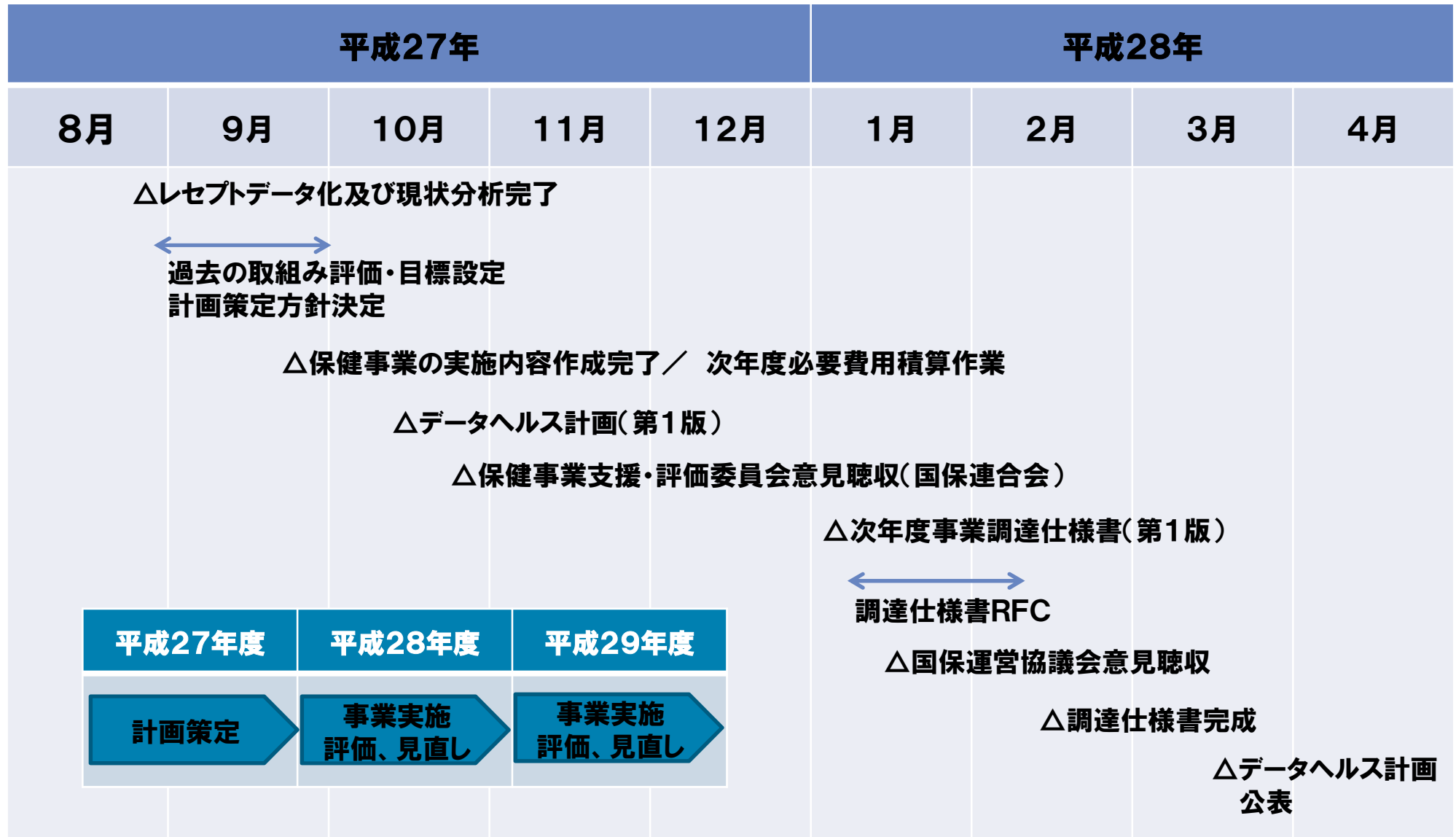
全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進することを掲げる。

## ➤ 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正(平成26年3月31日)

保険者は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定し、保健事業の実施及び評価を行うことを趣旨として、指針を一部改正。

健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施する。







**NTT DATA**  
Global IT Innovator